

議案第 49 号

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 204 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号及び第 4 号中「建築物を移転する場合」を「同一敷地内において建築物を移転する場合」に改める。

第 6 条及び第 7 条を削り、第 8 条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とし、第 10 条を第 8 条とする。

第 11 条第 1 項ただし書中「及び第 6 条」を削り、「金額」を「手数料の額」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	一戸当たりの手数料の額	
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項より規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号から第4号までに掲げる基準に適	長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けられたものである場合

		合していると認められたものである場合		
一戸建ての住宅		6,700円	17,200円	50,600円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	12,700円	23,800円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	10,200円	19,000円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	7,700円	15,000円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	6,600円	13,500円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	5,000円	11,600円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	4,600円	10,700円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	4,200円	10,200円
	総戸数が300戸を超えるもの	600円	3,800円	9,400円

第11条第2項ただし書中「及び第6条」を削り、「定める額」を「定める手数料の額」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	一戸当たりの手数料の額	
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、法第6条第1項第1号住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる基準に適	長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合

		合していると認められたものである場合		
一戸建ての住宅		6,700円	10,500円	43,800円
一戸建ての住宅以外 の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	10,500円	21,600円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	8,500円	17,400円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	6,300円	13,700円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	5,700円	12,600円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	4,500円	11,000円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	4,100円	10,200円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	3,700円	9,700円
	総戸数が300戸を超えるもの	600円	3,300円	8,900円

第11条を第9条とする。

第12条第1項中「長期優良住宅建築等計画」の次に「(同法第5条第3項の規定に基づく設定を受けたもので同法第9条第1項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。)」を加え、「併せて提出する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に」を削り、「長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出がある場合には、第2条及び第6条に定める額とする」を「次の表に掲げるとおりとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第6条第2項の規定による申出がある場合には、第2条に定める手数料の額を加算した額とする。

第12条第1項に次の表を加える。

区分	一戸当たりの手数料の額
----	-------------

	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、法第6条第1項第1号住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合	長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設 計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他の場合	
一戸建ての住宅	6,700円	12,000円	28,600円	
一戸建ての住宅以外	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	7,700円	13,200円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	6,300円	10,700円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	4,500円	8,200円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	3,900円	7,400円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	3,000円	6,300円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	2,700円	5,800円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	2,400円	5,400円
	総戸数が300戸を超えるもの	600円	2,200円	5,000円

第12条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画（同法第5条第3項の規定に基づく認定を受けたもので同法第9条第1項の規定

に基づく認定を受けていないものに限る。)の変更の認定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、同法第6条第2項の規定による申出がある場合には、第2条に定める手数料の額を加算した額とする。

区分	一戸当たりの手数料の額			
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、法第6条第1項第1号住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅性能評価書の交付を受けたものである場合 第3号まで及び第5号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他の場合	
一戸建ての住宅	6,700円	8,600円	25,300円	
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	6,600円	12,100円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	5,400円	9,900円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	3,800円	7,500円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	3,400円	6,900円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	2,800円	6,000円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	2,500円	5,500円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	2,200円	5,200円
	総戸数が300戸を超	600円	1,900円	4,700円

えるもの			
------	--	--	--

第12条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(長期優良住宅建築等計画の地位承継承認申請手数料)

第11条 長期優良住宅普及促進法第10条の規定に基づく計画の認定を受けた者が有していた計画の認定に基づく地位を承継する場合における地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。

区分		一戸当たりの手数料の額
一戸建ての住宅		6,700円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円
	総戸数が300戸を超えるもの	600円

第13条ただし書中「及び第6条」を削り、「定める額」を「定める手数料の額」に改め、同条を第12条とする。

第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第2項第3号及び第4号の改正規定、第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とし、第9条を第7条とし、第10条を第8条とする改正規定、第11条第1項及び第2項中「及び第6条」を削る改正規定、第12条第1項の改正規定(「長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出がある場合には、第2条及び第6条に定める額とする」を「次の表に掲げるとおりとする」に改め、同項にただし書を加える部分に限る。)及び第13条中「及び第6条」を削る改正規定 平成27年6月1日
- (2) 第12条第1項の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同条中第2項を第3項とし、

第1項の次に1項を加え、同条を第10条とする改正規定及び同条の次に1条を加える
改正規定 平成27年7月1日